



広報かわいお知らせ版

令和2年5月15日号 No.277
河合町役場【☎0745-57-0200】



町民大学 追加募集

◎生涯学習部 (セミナー・青少年教室)
文化芸術学部 (講座)

セミナー・教室・講座名	募集定員
生涯学習セミナー	13名
河合町内遺跡学セミナー	7名
歴史セミナー	8名
快適な住まい	11名
古典	14名
古文書	9名
学校給食レシピ	14名
大人のマナーと歳時	14名
子どもおりがみ	9名
こども絵画	20名
寺子屋教室	25名
親と子の体験教室	16名
日本の文化に親しむ	13名
女子力UP!短期集中講座	15名

◎健康・スポーツ学部

ZUMBA ゴールド	11名
健康生活	18名
ハワイアンフラ	14名
輪投げ教室	15名

※本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開講時期が未定となっています。(5月15日現在)詳細が決定次第、各受講者へお知らせします。開講の延期に伴い、学習内容などが変更となる場合があります。

- 締切 5月31日(日)
- 申し込み 生涯学習課窓口(先着順)
- 問い合わせ 生涯学習課 【☎57-2271】
スポーツ振興課 【☎56-4600】

納税のお知らせ

固定資産税(第1期)、軽自動車税(全期)の納期限は6月1日(月)です。お忘れなく納めてください。

■問い合わせ 税務課
【☎内線111・113・174】

新型コロナウイルスの影響により 納税が困難な方へ 徴収猶予の「特例制度」

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。

担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

■対象

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者(個人法人の別、規模は問いません。)が対象となります。

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること

②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること

※「一時に納付し、又は、納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

■対象となる地方税

◎令和2年2月1日～令和3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、法人町民税、固定資産税などほぼすべての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)が対象になります。

◎上記の納期限のうち、すでに納期限が過ぎている未納の地方税(他の猶予を受けているものを含む)についても、さかのぼってこの特例を利用することができます。

■申請手続き等

◎6月30日(火)又は、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。

◎申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。

■問い合わせ 税務課【☎内線113】

高等学校等進学支度金

経済的理由により高等学校等に進学することが困難な方に進学に要する費用の一部を給付し、等しく教育を受ける機会を守ることを目的としています。「高等学校等」とは、学校教育法による高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・専修学校および各種学校を含みます。

■対象(次のすべてに該当する方)

1. 給付申請した年の3月31日現在、保護者が児童扶養手当の支給(全額)を受けている
2. 給付申請した年度に高等学校等に進学した
3. 給付申請した年の1月1日から引き続き本町に住所を有している
4. 過去において同種の進学支度金の給付を受けていない

■給付額 短期大学・大学は10万円
それ以外の高等学校等については5万円

■手続き 教育委員会事務局総務課にて、申請手続きをしてください。

■必要書類 ①在学証明書
②児童扶養手当証書
③請求者名義の金融機関の振込先口座番号がわかるもの

■問い合わせ 教育委員会事務局総務課【☎内線251】

雑誌など 購読中止のお知らせ

資料購入費の削減のため、全雑誌および新聞の一部(夕刊など)の購読を6月から中止することになりました。ご不便をおかけしますが、ご理解の程よろしく願います。

■問い合わせ 図書館【☎32-8605】

まもなく配布 わたしたちのまち 河合町 暮らしの便利帳

皆さまの生活全般に役立つ行政情報と「^{かわいあい}河合愛AI」をお届けするための地域情報誌「わたしたちのまち 河合町暮らしの便利帳」をまもなく全世帯へ配布します。詳細は広報かわい5月号に掲載しています。

■問い合わせ 政策調整課【☎内線214】

マスクなど 捨て方のお願い

鼻をかんだティッシュや使用したマスクなどは、ビニール袋等に入れ、口をしっかりと結ぶなど密閉した上で「もやすごみ袋」に入れて出してください。(詳細は町ホームページ参照)

ごみの収集・処理は、皆さまの生活を維持するために必要不可欠なものです。感染リスクを減らし、ごみの収集・処理を安全に継続して行えるよう、ご協力をお願いします。

■問い合わせ 環境衛生課【☎32-0706】

後期高齢者医療 傷病手当金の支給

奈良県後期高齢者医療の加入者で新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等を対象に、傷病手当金を支給します。支給を受けるためには申請が必要です。申請を希望する場合は、事前に電話でお問い合わせください。

■対象者 給与等の支払を受けている加入者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、療養のため労務に服することができなくなり、給与等の全部または一部を受けることができなくなった方(詳細は奈良県後期高齢者医療広域連合ホームページ参照)

■問い合わせ 住民福祉課【☎内線163】

福祉有償運送事業運転手募集

■職務内容 送迎(自宅から病院及び買い物支援)
週2日程度の勤務日数となります。

■募集人数 若干名
■採用選考 書類選考または面接
■要資格 普通第二種免許(取得後3年以上が経過し、直近の3年間1日以上運転免許停止処分を受けていない者)

■提出書類 履歴書、運転免許証のコピー、運転記録証明書(過去5年間の記録が分かるもの)

■募集締切 6月15日(月)17時
■問い合わせ 社会福祉協議会(豆山の郷内)
【☎58-2734】

特別定額給付金の郵送申請について

【受付と振込の予定】

- ・ 申請書の郵送開始 5月20日（水）から順次郵送予定
- ・ 申請受付開始 5月20日（水）
- ・ 申請期限 8月20日（木）役場必着
- ・ 振込予定日 5月28日以降、毎週月曜日と木曜日

【申請に必要な書類】 ※同封の返信封筒で郵送してください

- ① 郵送で届いた申請書（この様式が世帯主あてに郵送されます）
- ② 世帯主等の本人確認ができる書類の写し
 - ・ 運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証などのコピー
- ③ 振込先口座が確認できる書類の写し
 - ・ 口座の名義と番号が書いてある通帳のページ、キャッシュカードのコピー

※このお知らせ版は申請書の記載例ですので、申請書が届くまで保管しておいてください
 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送で町に送り返してください

○ 給付対象者(下記の記載内容を御確認ください。もし記載の誤りや右欄で受給を希望しない方があれば、朱書きで訂正してください)

	(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日	辞退 (※1)
1		世帯主		<input type="checkbox"/>
2		妻		<input type="checkbox"/>
3				<input type="checkbox"/>
4				<input type="checkbox"/>
5				<input type="checkbox"/>
6				<input type="checkbox"/>
7				<input type="checkbox"/>
8				<input type="checkbox"/>
9				<input type="checkbox"/>
10				<input type="checkbox"/>
合計金額			円	

※1 給付金を希望されない方チェック欄(□)に×印を御記入ください。

申請書本人確認書類 写し貼り付け

- ・ 運転免許証のコピー
- ・ マイナンバーカードのコピー
- ・ 健康保険証のコピー
- ・ 年金手帳のコピー 等

※ 代理申請(受給)を行う場合は、代理人の本人確認の写しも添付してください。

振込先金融機関口座確認書類 写し貼り付け

通帳(口座番号が書かれた部分)のコピー
または
キャッシュカードのコピー 等

辞退される場合のみ、上の辞退にチェックを入れ朱書きで訂正してください

事前に準備しておく
スムーズです

特別定額給付金

＜ 特別定額給付金の申請は、本申請書の郵送のほか、マイナポータル上でのオンライン申請も可能です ＞

令和2年4月27日時点の住民票所在市区町村

○ 世帯主(申請・受給者)

(フリガナ) 氏名	生年月日	申請日 令和 年 月 日	現住所
署名(又は記名押印)			日中に連絡可能な電話番号 ()

① 受給資格の確認に当たり、公簿等で確認を行うことがあります。
 ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。また、他の市区町村に居住地の確認をさせていただくことがあります。
 ③ 市区町村が、下記に掲載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請受付開始日から3ヶ月後の申請期限までに、市区町村が、世帯主(申請・受給者)又はその代理人に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請を取り下げられたものとみなします。
 ④ 他の市区町村で特別定額給付金を受給した場合には、返還をしていただきます。
 ⑤ 住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合には、返還をしていただきます。

○ 受取方法
 指定の金融機関口座(世帯主(申請・受給者)又はその代理人の口座に限ります。)
 【受取口座記入欄】(長期間入金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	支店コード	本・支店 本・支所 出張所 2当座		

ゆうちょ銀行
 (6桁目がある場合には、※欄にご記入ください。)
 通帳記号 (右詰めでお書きください。)

ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。

1 0 ※

【代理申請(受給)を行う場合】

代理人 (フリガナ) 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
		明治 年 月 日	
上記の者を代理人と認め、特別定額給付金の申請・請求受給申請・請求及び受給を委任します。 ※法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。			世帯主 氏名

記入してください
※代理人の場合も世帯主は記入

銀行か郵便局のどちらかに記入してください

代理人の場合のみ記入してください

詐欺に注意!

役場からATMの操作などをお願いすることはありません

【代理人による申請・受給可能な範囲について】 代理人の本人確認ができない場合、世帯主と代理人との関係が確認できない場合には、申請を受け付けることができない場合があります。

- ① 世帯主の属する世帯の世帯構成員
 - ② 世帯主の法定代理人(成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人など)
 - ③ 世帯主が単身世帯で寝たきりの場合や認知症の場合(民生委員、総代・自治会長、世帯主の親類、その他平素から本人の身の回りの世話をしている方で町長が特に認める場合)
- その他はお問い合わせください。

【問い合わせ先】
 河合町新型コロナウイルス感染症対策推進室
 特別定額給付金担当 電話0745・57・0200(内線208, 209)